



第11回 鮫川小学校だより
「和紙」作り体験

鮫川小学校の6年生が、総合的な学習の時間に「鮫川和紙」について学習し、鮫川和紙を作り続けている齋須寛一さんに作り方を学びました。
文/鮫川小学校

和紙はどうやってできているの？
— 齋須さんに話を聞きました

暖かな薪ストーブにあたりながら、鮫川和紙の歴史や和紙の作り方、和紙のよさについて話を聞きました。和紙からランチョンマットやランプが作られていることを知り、驚きの声も…！和紙についてたくさんのことを学ぶことができました。



実際にやってみると難しい！
— 紙すきを体験しました

水の冷たさに驚きながらも、目を輝かせて和紙作りを楽しむ子どもたち。実際に体験してみたことで、紙の厚さを均一にする難しさや手作業で作る大変さを実感することができました。

【健康小話】 文：住民福祉課
保健師のつぶやき
- For Your Health -

- 第16回 -

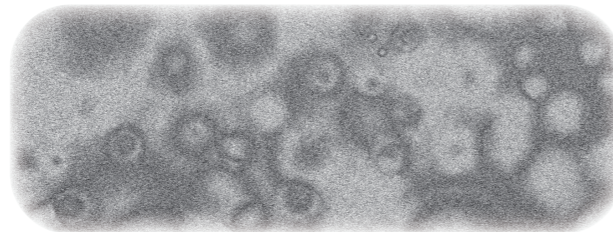
【家庭で行うコロナ対策】

新型コロナウイルス感染症対策では、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクを高めるので注意が必要です。

ご家族内で感染が疑われる場合は適切に対策し、健康を守る行動を心がけてください。

家族に感染症が疑われる場合の対応

- 1 部屋を分ける
食事、寝室は別にする。できない場合は少なくとも2m以上の距離を保つ。
- 2 感染が疑われる家族の世話は限られた方で行う
- 3 マスクをつける
マスクの表面は汚れているため、触れないようにゴムひもをつまんで外し、必ず石鹸で手を洗う。
- 4 こまめに手を洗う



石鹸で洗ったあとにアルコール消毒をすると効果的。洗っていない手で目や鼻、口は触らない。

- 5 換気をする
2か所以上の窓（高低差があると効果的）を開け、一方の窓に向かってサーキュレーターなどを使う。
- 6 手で触れる共有部分を消毒する
ドアの取っ手やノブなどの共有部分は、薄めた市販の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）で拭いた後、水拭きする。トイレ、洗面所などは通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒する。
- 7 汚れた衣類や寝具などは洗濯する
糞便からウイルスが検出されることがあるため取り扱いに注意。手袋、マスクを付け洗濯し、完全に乾燥させる。
- 8 ごみは密閉して捨てる
鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れて、室外に出すときは密閉して捨てる

※ 参照 一般社団法人日本環境感染学会ホームページ

広報【お知らせ版】

ほと通信

発行/鮫川村 編集/総務課 ☎ 49-3111 F A X 49-2651
Eメール soumu@vill.samegawa.fukushima.jp
令和2年3月15日発行 / 第215号

新型コロナウイルス感染症対策

国内で新型コロナウイルス感染症の不安が急速に広まっています。この状況を受け、村では2月27日、鮫川村新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染症予防対策を呼びかけています。

鮫川村新型コロナウイルス対策本部庶務（村住民福祉課） ☎49-3112

感染症対策の基本

- こまめに「手洗い」
- マスクの着用を含む「咳エチケット」
- 人混みの多い場所を避ける

相談・受診の目安

- 37.5℃以上の発熱が4日以上続く
- 強いだるさや息苦しさがある

※高齢者や妊婦、持病がある人はこのような状態が2日程度続いたら相談しましょう

感染の相談はコチラ

帰国者・接触者相談センター（県南保健所）
☎ 0248-21-8188

※適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことは避けましょう。

新型コロナウイルス Q & A

Q、新型コロナウイルスには、どうやって感染しますか？

A、現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられています。

【飛沫感染】感染者のくしゃみ・咳・つばなどと一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

【接触感染】感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の人がそれを触れるとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

Q、風邪のような症状があり、心配です。どうしたらいいですか？

A、発熱などの風邪の症状があるとき

は、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。また、毎日体温を測定して記録しましょう。

Q、感染症かも？と思ったら、どうしたらいいですか？

A、【風邪のような症状や37.5度以上の熱が4日以上続くとき】または【強いだるさや息苦しさがあるとき】は、最寄りの保健所などにある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。鮫川村では県南保健所（☎0248-21-8188）が窓口になります。症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談してください。

Q、「帰国者・接触者相談コーナー」に相談すると、どうなりますか？

A、電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

Q、感染予防のためにできることは何ですか？

A、以下のことを心掛けましょう。▶石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い ▶正しいマスクの着用を含む咳エチケット ▶高齢者や持病のある人は公共交通機関や人混みを避ける

■その他一般的なお問い合わせなど 福島県専用相談ダイヤル ☎024-521-7871 / 県南保健所 ☎0248-22-6405

確定申告 期限のお知らせ

村で実施する確定申告の期限は3月16日(月)までです。

3月17日(火)以降は、下記の会場で申告受付を実施していますので、まだ申告がお済みでない人はご活用ください。

3月19日(木)まで	白河産業プラザ 人材育成センター 2階 講堂
3月23日(月)～4月7日(火)	白河産業プラザ 人材育成センター 1階 研修室
4月8日(水)～4月16日	白河税務署

受付時間は平日9時～16時です。混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。白河税務署会場はスペースが狭いため4月7日までの申告にご協力ください。

白河税務署および申告書作成会場では、職員の感染防止に努めています。来場される皆さまも、手洗い、うがい、マスクの着用についてご理解とご協力をお願いします。

☎村総務課税務係 ☎49-3111
／白河税務署 ☎0248-22-7111

お済みですか 定期予防接種

今年度も残り1か月を切りました。お子さんの今年度内の定期予防接種はお済みですか。

予防接種は適切な時期に定期的に接種することで、より高い予防効果が得られます。時期を逃してしまうと、病気にかかりや

すくなったり、重症化したりするだけでなく、接種費用が全額自己負担となります。予防接種の種類によっては接種期間が1年以内と短いものもあるため、母子健康手帳を確認のうえ、接種漏れの無いようにしましょう。

また、医療機関を受診する際は、感染症予防のために▶マスクの着用 ▶咳エチケット ▶帰宅したときの手洗い・消毒を徹底しましょう。

☎村住民福祉課 ☎49-3112

借金・多重債務問題 無料法律相談

県では、借金・多重債務問題や契約トラブルなどさまざまな消費生活相談に対応するため、弁

護士による法律相談会を実施します。相談は無料で秘密は守られますので、この機会にぜひご活用ください。

日時 4月7日(火)13時～17時
場所 白河合同庁舎 3階

その他 相談は事前に予約が必要。面接相談または電話相談で、相談時間は1人あたり30分です。

☎県南地方振興局県民環境部県民生活課 ☎0248-23-1548

中小企業の悩み ご相談ください

中小企業再生支援協議会では、経営が困窮している中小企業などに対して、経営改善・事業再生の支援を行っています。

常駐の専門家による相談受付のほか、税金の滞納解消を含めた具体的な再生計画策定などを支援します。相談は無料で秘密は守られます。少しでもお悩みがあればお気軽にご連絡ください。

☎福島県中小企業再生支援協議会(福島県産業振興センター)
☎024-573-2562

固定電話ご利用の方 悪質な販売に注意

「固定電話の設備切替」などに便乗した虚偽の情報に基づく悪質な販売行為にご注意ください。

NTT東日本では、2024年1月以降、電話を提供する局内設備が新しくなりますが、設備切り替え後も「固定電話(通話)」およびご利用中の電話機などのご利用いただけますので、ご安心ください。

※お客様の宅内の電話機の交換や回線の切替工事は必要ありません。

☎NTT東日本問い合わせセンター
☎0120-815-511

受動喫煙防止はマナーからルールに 4月1日から「原則屋内禁煙」に

■ 屋内は原則禁煙、喫煙室がある場合は標識を掲示



多くの人がいる施設や飲食店などは、原則屋内禁煙となります。施設の中に喫煙室がある場合は、施設の出入口となる場所と喫煙室の出入口に、施設の種類に応じた標識(ステッカーもしくはプレートなど)を掲示することが義務化されます。

■ 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止



20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立ち入りは一切禁止となります。従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

「健康増進法の一部を改正する法律」が4月1日から全面的にスタートします。この法律の施行により、今後は飲食店や事業所においても「原則屋内禁煙」となります。制度についての詳細は「なくそう! 望まない受動喫煙」サイトをご覧ください。

☎県南保健福祉事務所
☎0248-22-5443

忘れていませんか 退職金の請求

林業退職金共済制度(林退共)は昭和57年に発足した林業界で働く人のための退職金制度です。

過去に林退共制度に加入していた人で、退職金請求手続きをした心当たりのない人は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部にお問い合わせください。

☎独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部 ☎03-6731-2889

事業者のみなさんへ

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置などにかかる財政・税制上の制度が整備されています。

- ・受動喫煙防止対策助成金
- ・衛生業受動喫煙防止対策助成金
- ・特別償却または税額控除制度

村の交通事故 発生状況 (1/1~2/29)

発生件数	0件(-2)
死者数	0人(±0)
傷者数	0人(-2)
物件事故	1件(-8)

県内では、飲酒運転による交通事故が昨年と比べて増加しています。飲酒運転は大きな事故につながります。これから歓送迎会などで飲酒の機会が多くなりますので、少しでも飲酒をしたら車の運転をしないようにお願いします。また、飲酒翌日でもアルコールが残っている状態で車を運転すれば飲酒運転ですので、お気を付けください。

☎棚倉警察署地域交通課
☎33-0110

農業委員・農地最適化推進委員を募集します

農業委員

毎月総会を開催し、農地の権利移動、転用などの許可、農地を効率よく利用するための計画(農地利用集積計画)の承認、意見の決定などを行います。

募集人数 8人

対象 村内に住所を持ち、農業に関する知識と熱意を持って農業委員会の職務を適切に行うことができる人

任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日の3年間

報酬 [年額] ▶会長 …223,000円
▶会長代理 …211,000円
▶委員 …204,000円

農地利用最適化推進委員

農地パトロールなど現場活動を通して、遊休農地の発生防止・解消に務めます。農地の出し手、受け手に働きかけて、農地利用の集積・集約化を推進します。

募集人数 7人(各行政区に1人)

対象 村内に住所を持ち、農地などの利用の最適化の推進に熱意を持つ人

任期 令和2年7月下旬～農業委員の任期満了の日(3年間)

報酬 [年額] 163,000円



農地パトロール前の打ち合わせ

申し込み[共通] 村農業委員会事務局または村ホームページに掲載されている応募(推薦)用紙に必要事項を記入し、村農業委員会事務局に持参するか郵送してください。

受付期間 3月31日(火)まで ※消印有効

その他 選考方法など詳細は、村ホームページまたは農業委員会事務局までお問い合わせください。

☎村農業委員会事務局 ☎49-3113